



国際理解

団体名	主なテーマ(例) (出前講座・自主講座)	費用	対象者	学習教材	問合せ先
(公財) 名古屋国際センター	NIC地球市民教室 1外国人講師による母国紹介(出) 2地球の課題(貧困・教育等)・多文化共生(出)	有	1.アウエオ 2.ア(②③)		052-581-5691 交流協力課 ※要事前申込
名古屋をフェアトレード・ タウンにしよう会	1フェアトレード講座(参加型ワークショップ) 「チョコレートの来た道」(出) 2フェアトレード入門講座(自)	有	1.オ、キ(小学校 高学年以上) 2.キ(中学生以上)		052-932-7373

【対象者】 ア 児童生徒等(①小 ②中 ③高 ④大学等) イ 児童生徒の保護者 ウ 成人一般 エ 高齢者
オ 教員(①小 ②中 ③高 ④大学等) カ 消費生活相談員等の専門家・行政職員
キ 全年齢(教員・消費生活相談員等専門家含む) ク その他

【講座の種類】 (出):出前講座(講師派遣) / (自):自主講座・講演会等

【費用】 有:有料 / 無:無料

【学習教材】 O:学習教材の提供あり / W:団体のWebサイトで公開・ダウンロード可能 / 他:Web以外の提供あり

【団体名称の略】 (独)=独立行政法人 / (公社)=公益社団法人 / (公財)=公益財団法人 / (一社)=一般社団法人 / (一財)=一般財団法人

○平成30年1月に県民生活課が実施したアンケート調査にご協力いただいた団体の情報を掲載しています。(順不同)

◆消費者教育の推進に関する法律について(平成24年12月施行)

消費者教育を総合的、一体的に推進することを目的として定められた「消費者教育の推進に関する法律」では、自立し、消費者市民社会の形成に参画する消費者の育成を目指しています。

◆消費者市民社会とは？

一人一人の消費者が、消費行動を通じて、社会の改善や発展に積極的・主体的に参加していく社会のことです。食育・国際理解教育・金融経済教育等、様々な分野との連携を図りながら、広く環境や社会経済への影響を意識し行動できる「消費者市民」の育成が今、求められています。

◆そのためには、誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、ライフステージに応じた体系的な消費者教育を受けられるようにすることが重要です。

◆本ガイドでは、消費者教育を推進するため、教育内容や実施方法、実施団体等を紹介しています。学校、家庭、地域、職場など、さまざまな場でご活用ください。

消費生活相談窓口のご案内

トラブルにあったり、不安を感じたときは、一人で悩まずお早めにご相談ください

お住まいの市町村又は県で
消費生活相談をお受けしています。

消費者
ホットライン  **188** (いやや!)

※身近な相談窓口につながります

■愛知県消費生活総合センター

 **(052)962-0999**